平成２４年（フ）第５５４号
札幌市豊平区中の島１条５丁目３番11―803号
債務者　熊谷奈保子（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４２号
埼玉県川越市連雀町30番地１　川越マンション511号室
債務者　塩野和子こと　塩野かず子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１５１号
埼玉県入間市大字小谷田15番地１　101
債務者　本郷　君子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１５８号
埼玉県川越市大字寺尾840番地６　ハイツ優和106号室
債務者　坂井　努志
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１６２号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町２丁目17番19号
債務者　西形美由紀（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１６５号
埼玉県川越市仙波町３丁目31番地６
債務者　儘田恵津子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９３号
埼玉県川越市大字豊田本980番地７　アップルコーポ102号室
債務者　青柳　幸雄
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８７号
埼玉県熊谷市石原616番地２
債務者　星　　弘幸
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第８８号
埼玉県行田市大字若小玉2497番地
債務者　半田　　豊
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１７号
岐阜県恵那市上矢作町3105番地２、従前の住所岐阜県恵那市上矢作町3068番地１
債務者　永井　道子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２６号
岐阜県瑞浪市松ヶ瀬町３丁目32番地の１、従前の住所岐阜県瑞浪市土岐町986番地118
債務者　纐纈　洋一
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２８号
岐阜県中津川市駒場2094番地の１　アルトラマンション駒場501、従前の住所岐阜県中津川市蛭川2941番地１
債務者　藤　　章代（旧姓林）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第８４号
静岡県沼津市岡宮1087番地の21　レオパレスフリー106号室、前住所静岡県沼津市大岡941番地の21
債務者　小泉　智子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第８８号
沖縄県豊見城市字高安596番地２長嶺アパートＡ―302号
債務者　新町ちとせ（旧姓下地）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１２７号
沖縄県那覇市長田２丁目30番５号　２階２号室
債務者　大山盛一郎
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１８号
北海道滝川市二の坂町西２丁目51番地８コーポ二の坂１号室
債務者　菅　　恵子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第７号
北海道檜山郡江差町字陣屋町122番地
債務者　小野　純子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　函館地方裁判所江差支部